

法務省管警第172号  
平成22年7月27日

入国者収容所長 殿  
地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 田内正宏  
(公印省略)

退去強制令書により収容する者の仮放免に関する検証等について（通達）  
出入国管理及び難民認定法第52条5項により、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで収容することができるとされているところ、近年、退去強制令書が発付されたにもかかわらず種々の理由を申し立てて送還を忌避し、収容期間が長期化する被収容者が増加してきています。同項による収容の目的は、送還のための身柄の確保及び被退去強制者の在留活動を禁止することにあります。相当の期間を経過してもなお、送還の見込みが立たない者については、同法第54条において仮放免が設けられている趣旨にかんがみ、仮放免も活用しつつ、退去強制手続を進めていく必要があります。そのため、退去強制令書が発付されてから一定期間収容が継続している被収容者については、一定期間ごとにその仮放免の必要性、相当性を検証することには相応の意義があると思われま

す。そこで、下記のとおり、仮放免の必要性、相当性を検証・検討することとし、その結果を踏まえた対応を執られるよう願います。

なお、下記にいう収容期間とは、今次収容が開始された日からの収容期間であり、他の収容施設から移収された者については移収前の収容施設での収容期間も含みますので、留意願います。

#### 記

##### 1 退去強制令書による収容期間が1年未満の者について

- (1) 入国者収容所長又は地方入国管理局主任審査官（以下「入国者収容所長等」という。）は、退去強制令書による収容開始後6か月を経過した時点で、及びその後3か月を経過するごとに、仮放免の必要性、相当性を検証する。
- (2) (1)の検証の結果、仮放免の必要性、相当性が相当程度あると判断された者については、仮放免申請がない場合、適宜地方入国管理官署から被収容者

に対して仮放免申請を促すこととし、仮放免申請があった後は、身元保証人（弁護士等）や保証金額に関し柔軟に対応するなどして仮放免に向けた取組を行う。

なお、仮放免の審査に当たっては、（１）の検証の結果のほか、申請理由や検証後に生じた事情等も改めて踏まえた上で、その許否及び条件を判断する。

## 2 退去強制令書による収容期間が1年以上の者について

（１）入国者収容所長等は、退去強制令書による収容開始後1年を経過した時点で、及びその後3か月を経過するごとに、仮放免の必要性、相当性を検証し、その結果を本省警備課に報告する。

（２）本省警備課においては、（１）の報告内容を検討し、入国者収容所長等に対して検討結果を回付するので、入国者収容所長等は、その検討結果を踏まえて、上記1（２）に準じた対応をとる。